（裁判所調査官）　吉村　和彦
（同）　西山　昇
経済産業技官（審判部審判長）に採用する（各通）
（特許審査第1部審査官（自然資源（都市・地域基盤））経済産業技官　伊藤　昌哉
特許審査第1部審査長（住環境）に昇任させる
（特許審査第4部審査監理官（情報記録））同　松尾　淳一
特許審査第4部審査長（画像処理・情報記録）に昇任させる
（特許審査第4部審査官（映像システム（テレビジョン）））同　北岡　浩
特許審査第4部審査長（情報処理）に昇任させる
（審査業務部審査官（食品））経済産業事務官　今田　三男
審査業務部商標審査長（化学・食品）に昇任させる
（特許審査第4部審査長（情報処理））経済産業技官　大塚　良平
特許審査第4部審査長（映像システム・インターフェイス）に配置換する
（特許審査第4部審査長（画像処理・情報記録））同　菅原　道晴
（審査業務部商標課長）経済産業事務官　水茎　弥
審判部審判長に配置換する（各通）
（審査業務部商標審査長（産業役務・一般役務））同　林　栄二
審査業務部商標課長に配置換する
（審査業務部商標審査長（化学・食品））同　大橋　信彦
審査業務部商標審査長（産業役務・一般役務）に配置換する（以上十月一日）

最高裁判所

京都地方裁判所判事　松本　芳希
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
徳島地方裁判所判事兼徳島家庭裁判所判事
菊池　洋一
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事　清水　節
徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　清水　節
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上九月三十日）
簡易裁判所判事　小川　直人
仙台簡易裁判所判事に補する
新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補・長岡簡易裁判所判事　渡辺美紀子
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　砂古　剛
甲府家庭裁判所判事補に補する
兼ねて甲府地方裁判所判事補に補する
甲府簡易裁判所判事に補する（以上十月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

十月四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コスタリカ国特命全権大使アルバロ・アントリオ・セデーニョ・モリナリの信任状捧呈式を行われた。

十月四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ルワンダ国特命全権大使シャルル・ムリガンデの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、山口県において開催されている第六十六回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月三十日午前十時五十一分御出門、同県へ行幸啓、十月二日午後七時十一分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月6日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

記

1　河川の名称　五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
2　河川管理施設の名称又は種類　古川第2樋門
3　河川管理施設の位置　宮崎県延岡市古川町628番1地先
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　古川雨水ポンプ場管理者　延岡市長　首藤　正治
住所　宮崎県延岡市東本小路2番地1
5　管理の内容　兼用工作物の出水期間（6月～10月）における操作、点検及び整備
6　管理の期間　平成23年9月12日から古川第2樋門の存続する日まで

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、北海道労働局の関係労働者を代表する者高瀬典幸の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年10月6日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年10月21日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十三年九月十二日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十三年十月六日

国土交通大臣　前田　武志

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	南山地区確定測量図及び調査簿	兵庫県加東市南山一～六丁目
独立行政法人都市再生機構	水野地区確定測量図及び調査簿	愛知県瀬戸市本郷町、ゆめが丘台三丁目、はぎの台四丁目、十軒町の各一部